

星野 泉 明治大学政治経済学部教授

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、予定通り人口減少に歯止めがかかり、2040年までに合計特殊出生率が2.07まで回復した場合、2060年には総人口1億人程度を確保し、2090年頃には人口が定常状態になると見込んでいる。「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られ、2050年代の実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持されるとみる。現状はといえば、人口動態統計で、2005年の1.26を底に上昇傾向にあった日本の合計特殊出生率は2012年以降1.4台で横ばい状況にある。

OECD Factbookによれば、2013年、出生率が2程度ある先進国は、ニュージーランド(2.09)、フランス(1.98)などほんのわずか。北欧4カ国も1.6～1.9の水準。多くは世界でも特に高負担の国々である。第二次大戦の枢軸国で家族主義的結びつきが比較的強いドイツ、イタリア、日本はいずれも1.4。途上国とされる国々でさえ、産業の発展に伴い、以前に比べればかなり下がってきている。現実的に見て、出生率アップは短期的政策で結果をみることができると、簡単な課題ではないと受け止めたほうがよい。

こうした影響もあって、OECD諸国における高齢者人口は、2000と2014年の間に、総人口の伸びより3倍以上も早く増え、高齢化が進んでいる。日本

ほしの いずみ

立教大学大学院博士後期課程研究指導修了。経済学修士。

明治大学政治経済学部助教授を経て、1997年から明治大学政治経済学部教授。専攻は財政学、地方財政論。

著書に『税のかたちは国のかたち—財政再建のための24のポイント—』（朝陽会、2015年）、『自治体財政がよくわかる本』（イマジジン出版、2014年、共著）、『スウェーデン高い税金と豊かな生活』（イマジジン出版、2008年）など。

には、さらに、非婚化を含む少子化の影響と海外生まれ住民が少ないことも要因としてある。結果として、総人口に占める65歳以上人口比率として示される高齢化率は、近年急激に上昇してきた。2000年には17%（OECD平均は14%）で、イタリア、スウェーデンなどヨーロッパの長寿国と同レベルであったものが、2014年には26%（同平均は16%）。イタリア、ドイツを5ポイント近くも上回り、OECDデータが示されている国の中で世界一のとび抜けた高齢者居住国家となった。

さらに、生産年齢（労働年齢）人口に対する高齢者人口として示される高齢従属人口比率（elderly dependency rate）でも、比率は着実に上昇しており、2015年、OECD諸国平均で28%となっているが、その中でも日本は46%と2位のイタリアを8ポイントも上回ってトップである。OECDはさらに、国連資料をもとに将来予測も公表しているが、7年後、2025年の日本は54%（同平均は35%）となるとみている。もっとも、世界の高齢化は今後加速され、2050年に平均53%、2075年に59%になるという。日本の水準は世界を25年先取りしていることになるが、2075年予測では75%。ただし、その時は世界一ではなく、韓国とポルトガルが80%近い

ことになるようである。

今から50年以上先を議論してもしかたないと思われるかもしれないが、2050年ならば32年後。現在の30代、40代がリタイヤする頃である。1975年には、OECD平均を大幅に下回っていたわけで、1980年代にもっと心配していたら、きちんとした対応がとられていたらと考えれば、意味のない話ではないことがわかるだろう。

高齢従属人口比率は、退職者と現役の対比ということもでき、1対1となる時代を控え、今後の日本を考える基礎となる。人口構成の問題は、保育所問題や労働形態などを含む子育て支援、現役世代の労働のあり方、高齢者の過ごし方、それに伴う増税や行政改革を含む財政問題など、多様な課題がある。すべての取り組みを強力に進めていかねばならない課題であるが、今月号の特集ではとくに、退職者、高齢者、家族に焦点を当て、家計、税と社会保険などの公的負担に関連して、どういう状況にあるのか、どういう問題があるかについてご議論いただいた。消費課税、所得課税、社会保障、定年後の家計収支。退職後の負担のあり方、財政の仕組みについてお考えを巡らせていただければ幸いである。■

高齢社会の財源としての消費税増税

櫻井 良治

静岡大学名誉教授

税制の国際化と日本の消費税の出遅れ

【税制の国際的な協調】

近年では、各国の生産・流通・消費等の経済活動が国境を越えて緊密に交わり、人や資本の低税率国への移動傾向を防止するため、各国の税制も均質化傾向にある。

「所得課税」は、経済活動に大きな影響を与える。一国の課税強化は、国外への企業の資本逃避や高所得者の資産逃避を招くため、世界各国が協調して課税する傾向がある。

法人税は、企業の経済活動を妨げない20%程度が世界標準である。所得税の最高税率は、勤労意欲を損なわないように、西欧先進諸国では50%程度、北欧社会福祉国家では70%程度と均質化している。

「資産課税」の代表である相続税等の実施如何は各国の選択に委ねられるが、過度な税率を設定すると、人や財産が低税率国に移動するため、か

えて徴税額が減少する傾向にある。

「消費課税」の代表である付加価値税（消費税）についても、同様である。国境でつながるEU諸国では、EU指令の最低税率は15%だが、実質は20%—25%以上が主流となっている。ギリシャのように税収不足から財政破綻する国が生じると、EU諸国の経済全体が打撃をこうむるからである。また、税率が低い国があれば、国境を越えて消費者が移動して、高税率国における消費が減るからである。

【「所得、消費、資産」三税源の均衡 多様な経済活動に課税】

社会保障費が膨張する今日では、政府の様々な政策を遂行するために、豊富な財源が求められる。経済社会が複雑に発展した現代では、多様な経済活動から様々な租税を徴収する必要性に迫られている。

個人や企業が所得を稼ぎ、消費して、資産を形成するという、多様な場面に租税負担を分散して租税を課す必要が生じている。様々な経済活動を阻害しないように、経済活動に対して「公平、簡素、中立」の理念から租税が徴収されている。

【成長鈍化と高齢化 社会保障財源の徴税方法の変遷】

近年の日本では、1990年代初頭のバブル経済の崩壊以降の20年余りの間に、少子高齢化が世

さくらい りょうじ

東京大学博士課程（修士・博士一貫制の第二種博士課程）。同志社大学文学士、大阪市立大学経済学士。専門分野は、経済学（財政学、租税論）。

沖縄大学法経学部専任講師、同助教授、静岡大学法経短期大学部助教授を経て、静岡大学人文学部助教授、同教授を務め、2017年3月退任。

【「所得・消費・資産の代表的な税目一覧】

国 税

地方税

所得課税(所得税、法人税)

(所得割、法人税割)

⇒ 経済活動による企業利益や個人所得に課税

(課税強化する場合は、経済成長による企業収益と個人所得の拡大が前提となる)

消費課税(消費税、個別間接税)

(地方消費税)

⇒ 全所得階層、全世代が、消費活動の大きさに応じて負担

(高所得者ほど、消費額と消費税負担額が大きい)

資産課税(相続税、贈与税)

⇒ 高齢者が、死亡時や住宅、教育資金贈与時に「実質上の負担」をする

(相続税の納税義務者は、財産を相続した子孫等の「相続人」である)

界の先進国に先駆けて進展してきた。その対策として、政府資金の補助により、高齢化社会に備えた社会保障制度を充実させてきた。年金保険、医療保険から介護保険制度[2000(平成12)年施行]に至るまで、欧米先進国の福祉国家並みの社会保険制度が充実してきた。

ただし、政府の財源不足のため、少子化対策として、保育園充実等の子育て支援策や、高等教育の奨学金支援等の課題は、今だ不十分な状態が続いている。

1960年代以降の高度成長期や70年代以降の安定成長期には、企業活動の活発さに支えられて企業収益や個人所得が伸びたため、個人や企業に対する所得課税中心の税体系であった。

ところが1980年代の安定成長期には、経済の成長力が衰えたため、従来の所得税に代わる新たな税制が求められた。西欧先進国並みの社会保障の充実とそのため財源を消費税で調達する必要性に迫られた。そこで、政府、財務省の主導で、消費税導入を目指した税制論議が始まった。それ以降、「所得・消費・資産の課税の均衡」という標語が主張され続けてきた。

政府は、1989(平成元年)年の消費税導入時期とその準備段階の時期には、大型間接税増税の理念として、「所得・消費・資産の課税の均衡」という標

語の普及を目指した。

2000年代には、人口の高齢化が始まったため、医療、年金、介護等の高齢化対策の社会保障財源としての消費税の増税が求められた。2010年代には、高齢化社会の到来が現実になり、高齢者も負担する社会保障財源として、消費税増税が目指された。

高齢化社会では、企業や個人の所得の伸びが鈍化するため、従来の所得課税だけでは頼れない。そのため、従来の企業の成長力と若年層の勤労だけに頼る所得課税中心主義の見直しが求められた。

【EU加盟先進国の付加価値税:高齢化の福祉財源を調達】

第二次大戦後、西欧のEU諸国を中心として、世界の先進各国では、年金、医療、介護等の社会保障制度が充実してきた。その財源は、保険料と租税の二つで支えられている。租税の大半が、大型間接税である付加価値税(消費税)によって徴収されている。

EU各国の付加価値税率は、「EU指令」によって、「標準税率の統一税率が15%以上」と定められている。食料品等の「軽減税率ですら、10%以上」と定められ、それが厳守されている。

実際の課税状況を見ると、西欧諸国の標準税率

は20%程度、北欧福祉国家の標準税率は25%程度となっている。

世界一急速に高齢化が進み、しかも政府債務1,093兆円（平成29年度予算）を抱える日本だけが、どうして8～10%の低税率で西欧並みの社会保障制度を維持できるだろうか。

日本は他の先進国に先駆けて、高齢化社会が急速に進む課題先進国となっている。近年の高齢化の進展を背景として、日本はすでに介護保険制度をはじめ、一部は北欧社会福祉国家並みの社会福祉制度が定着しており、もはや後戻りできない状況にある。

戦前、戦後の政府の努力によって、全国民の加入を原則とする医療、年金、介護保険制度等、福祉先進国の制度が実施されている。欠けているのはそれらの制度を支える財源だけである。

【消費税の使途 国と地方への配分状況】

財務省資料¹には、「消費税の使途（平成29年度予算）が示されている。消費税全体8%（国+地方）の総税収は、21.7兆円である。そのうち、国の消費税分が6.3%（17.1兆円）、地方の消費税分が1.7%（4.6兆円）と分けられる。その結果、国の取り分は78.8%、地方のそれは21.2%となる。（国8割弱：地方2割強となる）

国の消費税17.1兆円のうち、13.3兆円のみが、国の社会保障費として支出される。残りの3.8兆円は、地方交付税として地方の財源として支出される。

そうすると、国の財源となる純粋な税収は13.3兆円、地方の税収の合計は[地方消費税4.6兆円+3.8兆円=8.4兆円]となる。その結果、国の取り分は61.3%、地方のそれは38.7%となる。（国6割：地方4割となる）

国の消費税は、「社会保障4経費」（年金、医療、介護、子ども、子育て支援）に限定して支出される建前になっている。

財務省資料「消費税の社会保障財源化」（平成29年度予算）には、平成29年度の国の社会保障支出の内訳が、示されている。国の消費税（地方交付

税配分の残り）13.3兆円のほとんどが、年金12.1兆円に充当される計算になる。医療11.5兆円、介護3兆円、子供・子育て支援2.1兆円は、その他の税収や公債発行資金で賄われるため、財源が大きく不足している。

【増税抑制分の先行支出による累積債務の増大】

日本の財政にはEUのような財政規律がない。そのため、歴代政権は競って、選挙票目当てで、国民への「財源なきサービス合戦」を行ってきた。財源なき社会保障費の増大が長期債務増大の悲劇をもたらした。消費税の低税率時代が続き、不足分の税収は次世代の国民が返済すべき債務負担となつてのしかかっている。

つまりこの間に、消費税増税を抑制し続けた結果、増税がもたらすはずの税収を先取りする形で、社会保障支出を先行的に拡大してきた。

EU加盟国等の先進国の中で、20%程度への消費税増税を回避して高度な社会保障を達成した国は世界中どこにもない。日本の社会保障水準は、近い将来の20%程度の消費税増税を組み込んで実施されていると見るべきである。それに長期債務の返済分10%程度が加わると、遠からず30%程度の消費税率は必須となっている。

【年金財源 高齢者が日常の消費税負担 長期的には一部相続税で負担】

高齢者が少ない時代には、所得税に頼る徴税方法でまかなえた。現在の高齢者も若年時代には、多額の所得税を納税してきたのだから、現在の勤労世代が負担する所得税から年金を受け取る権利を有するため、年金受給に不都合はない。

しかし、現在の膨張する政府の年金経費の調達を考えると、若年勤労階層が多く負担する所得税だけではまかなえない。高齢化社会が進むと、高齢者は退職して、わずかな年金から少額の所得税を負担する人が多くなる。年金財源を消費税で徴収すれば、増大する高齢者からも少しずつ徴収できるため、高齢化社会における合理的な資金調達方法である。

相続税の大半は、高齢者が負担している。長期的に見ると、近年の相続税改革によって、可能な限り課税が強化されている。平成27年（2015年）1月から、相続税の基礎控除が6割に縮小され、課税対象となる人が増えた。相続税の課税対象者は、それまでの高額資産家から一般の庶民に一挙に広がった。これによって、小規模資産や大都市の住宅の大半が課税されるため、多数の高齢者が課税対象者となった。

そうすると、現在の年金財源の一部は高齢者の生前は長期債務によって賄われ、死後は多額の相続税で納税するという資金循環ができつつある。ただし、死亡時に一回だけ課税される相続税よりも、日々負担される消費税でまかなわれる部分の方が大きい。

安倍政権は民主党の犠牲で「増税負担」を逃れて楽々と延命

【歴代内閣は「消費増税負債」 増税公約と実施が重荷】

1989（平成元）年の消費税導入以来、野党の主張する「消費税不公平論」が国民の間にすっかり定着してしまった。消費税導入後も、歴代政権は消費税増税決定や実施をするたびに、退陣に追い込まれてきた。逆に、消費税増税の責任を果たさない政権は、延命を続けてきた²。消費税増税をランプのババ抜きに例えると、消費税増税を引き当てた側が不利になる。

日本の財政には、政府債務を抑制するための財政基準を設けた法制度がない。消費税導入以後の各政権は、できるだけ「増税責任」を回避して、政府債務の返済を先送りすることで、存続してきた。さらに、すでに決定した増税日程を延期することで、国民の支持を増して延命してきた。

【民主党政権 ぎりぎりで「増税公約」を果たす³】

民主党政権には、旧社会党系の所得税中心の再分配主義の影響が残っていた。消費税増税問

題の取り扱いは、政権のアキレス腱となり、長年増税の責務が重くのしかかってきた。歴代民主党政権は、管一野田と首相が続いた時期に、この「増税責任」をぎりぎりの時期の党内合意によって果たした。ここでは、当時の増税の必須通過点と見なされた消費税8%、10%への増税公約を法制化することで、将来の増税責任が果たされた。

【安倍政権 「増税責任」を逃れ、しかも合計4年間の「先送り」で支持拡大】

その後の自民党・安倍政権に交代すると、事態は急変した⁴。安倍政権は、「増税公約」という最大の困難を前民主党政権に引き受けさせて容易な船出をした。安倍政権の持続は、民主党政権の「増税責任」の履行という犠牲の下になされた。安倍政権は、2014年4月には、民主党政権時代に決定した通りに、消費税率を8%に引き上げた。

ところが、(1) 2015年10月には、税率10%への引上げを1年半延期した。さらに、(2) 2016年6月には、2年半延期した。その結果、2019年10月の増税予定に代わった。（合計4年間の遅れをもたらした。）延期の理由は「景気後退への懸念」だったが、説得性はなかった。

安倍政権初期の景気は絶好調で、アベノミックスの金融緩和によるバブルが心配される時期だった。景気過熱を落ち着かせる手段として、増税は絶好のチャンスだった。野党勢力は、この安倍政権の最大の失政をもっと強く批判すべきだった。

欧米先進国を見ると、どの国も付加価値税の導入と増税によって、高齢化時代の福祉財源を拡充してきた。増税によって景気が長期的に立ち直れないほどの不況に陥った事例を聞かない。

安倍政権は、景気が安定していても、今後もこの理屈で「増税責任」を見送り続けるのだろうか。日本の巨額な財政赤字が今後も雪だるま式に増大すれば、政府債務が返済不履行のデフォルトとなり、日本国債が世界経済の信任を失って長期不況に陥る可能性が高い。

政府自身が消費税の公平性を理解していない

【政府、財務省が消費税の公平性（垂直的公平）についての説明責任を誤る】

社会に行き渡った強固な常識ほど、一度は疑ってみる価値がある。「消費税は不公平」だという常識もその一つである。世界中で日本だけで、これが常識として広まった。一度広まった誤解を訂正するのは、容易ではない。

上辺だけの「公平性」説明では、国民に理解されない。消費税増税がしばしば頓挫したのは、その公平性について、政府、財務省が国民に対する説明責任を果たせなかったからである。

「税の公平⁵」概念には、多様な要素が含まれる。しかし、消費税に対する反対運動では、税金は高所得者や資産家が負担すべきだとする「垂直的公平」だけが問題になってきた。この観点から、「消費税の負担(率)は低所得者に重い」として、反対運動を盛り上げた。

それに対して、消費税導入と増税時の政府説明では、消費税の「公平、簡素、中立」という三項目が強調された。特に、「消費税は広く薄く課税されるため、資源配分に中立的」という点が強調された。

政府は、「所得税と違って、消費税は税の補足率が高いため公平」という点を強調した。これは、「消費税は国民全員が負担し、所得税のように特権的な高所得者が様々な手段を使って節税、又は脱税できない」という意味の「水平的公平」を意味していた。

それに対して、野党が主張する「不公平」は、「低所得者の負担や負担感が重い」といいう垂直的公平論であった。二つの議論は食い違って、平行線をたどり続けた。そこで政府、財務省は、「タックス・ミックス」という概念を用いて、「水平的」に公平な消費税が「垂直的」に公平な所得税を補完できるため、全体として公平性が高まるという説明をした。

野党が国民を巻き込んだ猛反対運動の中でさえ、政府、財務省は、食料品も含めた「単一税率」と

いう、西欧諸国にも少ない「完全無欠な消費税制度」を導入したため、国民の反感を強める結果となった。野党の反増税運動や国民の消費税への反感、与党に不利な政治情勢を考慮すると、適切な増税方法だったのか、疑問が残る。

【政府、財務省、国税庁による「転嫁の統制」市場機能の基本を理解していない】

日々の買い物等の消費生活を体験したことのない国会議員や高級官僚には、消費税の課税の実態が全く分かっていない。その最たる事例が、消費税の「転嫁」を統制できると考えた点である。

仮に首相や財務大臣が独裁者であっても、市場経済の統制はできない。百歩譲って、統制できたとしても、悪影響しか残らない。遡れば、世界一金融市場経済が発展した江戸時代の大阪堂島の米相場は、絶対権力の幕府でさえ統制できなかった。(人類規模の社会主義の壮大な実験は、市場経済の統制が国民経済と生活の破壊という悲惨な結果をもたらすことを示した。)

政府、財務省、国税庁の消費税増税関連施策を見ると、経済学の基本となるミクロ経済学の基本を全く理解していない⁶。2014年4月に、消費税率が従来の5%から8%にアップした。その数年前から財務省と国税庁は、「消費税額が最終負担者であるべき消費者に転嫁されるように監視する」と宣言した。

そう宣言した名目上の理由は、大規模な小売店や製造会社が、「仕入れに含まれる消費税」を値切ること、製造業者への転嫁(後転)を禁止するためであった。各流通過程の付加価値に課税された消費税が転嫁(前転)されるべき消費税体系が崩壊することを警戒したのである。

その理由の一つは、導入時に「消費税」と銘銘した趣旨と同様に、「納税義務者である事業者の負担した税が容易に転嫁(前転)される」と説明することで、事業者からの徴税をスムーズにするためであろう。しかしこれは、市場経済の需給関係の鉄の法則を全く理解しない統制経済の考え方である。

そこには、「大規模スーパー等価格支配力のあ

る巨大資本から零細な食品製造業者への税の転嫁(後転)を防ぐ」という大義名分があった。しかし、「零細な小規模スーパーが大手食品メーカーから仕入れる場合、スーパーが不利になる」という反対事例は無視されている。

財務省は全国に「消費税監視Gメン」を雇って、消費税転嫁を監視して、販売業者が消費税を負担する「消費税還元セールを禁止する」と宣言した。

戦時経済統制でもないのに、どうして商品価格を統制できるだろうか。(戦後の物資不足時代の経済統制は、少ない食糧を国民に平等に配分するために必要だったと思える、しかし実際には「闇市」という市場経済が登場して、物資不足を補って国民生活を救った。)

【低所得者ほど廉価販売を利用できる 消費税負担額は少ない】

自由市場経済では、商品の販売者は売り上げ数量をふやすことで利益、つまり「販売者余剰」の最大化を追求する。廉価販売によって消費税を自己負担する「消費税還元セール」は、販売数量拡大のための最善の手段である。他方消費者は、できるだけ良質で安価な商品を購入することで、商品購入のメリット、つまり「消費者余剰」の最大化を追求する。

税の納税義務者が他の経済主体に税負担を移転することを「税の転嫁⁷」という。「間接税の転嫁論は、長年ミクロ経済学の研究課題であり難問である。

自由市場経済の中では、同様の商品でも、小売店の立地条件や季節、時間帯等で、価格が異なる。安売りセールでなく常態販売でも、全く同じ一流メーカー製造の醤油1リットルが、高級スーパーの300円から、業務用卸売り価格店スーパーやアウトレット店の目玉商品100円まで、3倍の価格差がある。

その中で、高所得者は値段を気にせず、デパートや高級スーパー、専門店等の高級店で購入する。他方、低所得者ほど廉価販売等の安売り商品を見つけて購入する努力をする。

【低所得者は廉価購入 所得階層ごとの買い物コスト 「機会費用」は異なる】

商品購入活動に費やす時間価値の「機会費用」を考慮すれば、この傾向はますます強まる。所得階層で消費の「機会費用⁸」が異なる。低所得者は財布の中身は薄いですが、その分だけ買い物に多くの時間を使える。

他方、高所得者は、買い物に費やせる時間が限られているため、会社の近くや通勤途中の都心のターミナル駅の名店街やデパート、高級スーパー等で、高額商品を手早く購入して、帰宅する。それに対して、低所得者や主婦は、時間コストが低いため、家から多少遠くても、地域に根ざした安売りスーパーやアウトレット店等で購入する。

低所得者は、各スーパーの目玉商品、例えば「コロッケ一個30円」等をあちこちで買い求めれば、食費は無限に下げることができる。

低所得者ほど、廉価販売の恩恵が大きい。スーパーでは、閉店間近の2～3時間の間に、生鮮食品を徐々に割引いて、最後は半額程度で売りつくす。夕食時間の午後6時を過ぎると、賞味期限の範囲内で、惣菜や刺身、弁当、寿司等を一挙に半額の値札をつけて売り尽くす。

安売り商品の登場は、季節や天候、年中行事、イベント等によって異なる。売り尽くしにかかる時間も短いため、スーパーの中で長時間待機しないと安売り商品を買うことはできない。所得が低い階層ほど、時間の犠牲を感じないため、より長時間待機することが可能になる。

夕食時間を1時間程度遅らせれば、食費が一挙に安くなる。夕食を遅らせる「機会費用」(犠牲コスト)は、低所得者の方が安くつく。

以上のように、市場経済の中の買い物では、同様の商品でも、低所得者ほど支出額が少ないため、消費税の負担額も少なくなる。高齢者、特に定年退職後に仕事のない高齢者は、ショッピング等にかかる「機会費用」が極小のため、廉価販売が利用可能になる。

消費税批判の根拠となってきたのは、「低所得者の家計に占める消費税負担率は高所得者のそれよ

りも高い」という「逆進性」を示す家計消費統計である。以上の論拠に照らせば、当然この統計の根拠が怪しくなってくる。

【消費税反対の唯一の根拠「逆進性」実社会に満ち溢れている】

消費税導入、増税に反対する野党が持ち出した唯一の根拠は、「逆進性⁹」問題であった。これは、消費税の「階層別負担構造」を見ると、低所得者の負担が重くなるという問題である。つまり、「給与総額に占める「消費税負担額」、つまり消費税負担率が低所得階層ほど高くなることを意味する。

これは全階層が所得の多寡にかかわらずに公租公課等を負担する場合、必ず発生する現象である。大型間接税であれ、個別間接税であれ、間接税には必ずつきまとう問題である。

「逆進性」は、消費税に固有の問題ではない。酒税やタバコ税、揮発油税等の間接税も同様である。住民税(均等割り)、自動車税、固定資産税等の租税公課や、医療、介護、年金等の社会保険負担にもつきまとう現象である。市場経済での選択的な消費活動の結果負担する消費税の「逆進性」の度合い(逆進率)は、間接税等のその他の租税公課等よりも低い。

所得の多寡に応じた累進的な負担構造にしない限り、マンションの管理費であれ、町内会費であれ、すべて「逆進的」負担構造になる。

所得税や相続税等の累進的な税率構造の課税なら、所得階層別負担構造も「累進的」になる場合がある。ただし、所得階層の格差以上に累進度を強めた場合に限って、逆進的な租税負担構造になるという条件付である。

【消費税 納税者は事業者(販売者) 最終負担者は市場で決まる】

消費税の税法上の納税義務者は事業者(商品なら販売業者)である。他方、税の最終負担者は、商品代金の最終支払い者、つまり消費者と考えられている。

しかし実際の最終負担者は、一義的には決まら

ない。市場の需給関係や価格支配力、販売戦略等によって、事業者と消費者が分担して税を負担している。

事業者は、販売額増大によって販売利益を最大化することが目標である。消費税を全額負担しても、利益が最大化すれば、全く問題はない。

「消費税還元セール¹⁰」では、事業者が消費税を負担する。

「100円均一ショップ」では、販売戦略として「還元セール」を頻繁に開催する。その事例では、現行税率8%を仮定すると、商品購入者は定価販売で予定された8円の消費税額を負担しないことだけは確かである。(ただし、どこまで廉価販売が進んでも、廉価販売商品の価格に応じて、[商品価格100円×8/108=7.4円]として計算される消費税が課税される、という理屈に変わりはない。)

原則上、税法上の消費税の納税義務者は商品を販売する事業者だが、実際の税の負担者は商品の購入者とされる。しかし、税が実際に転嫁できるかどうかは市場経済の需給関係の強さで決まる。税の実際の負担者が誰になるかは、市場の需給の強さに委ねられる。

市場の需給関係の中でこそ消費税の公平性が達成される。そこでは、低所得者は「消費税の転嫁がない格安商品」を探して、自由に買い求めることができる。市場経済に委ねれば、納税額のうち、低所得者ほど税の転嫁割合は少なく、高所得者への税の転嫁割合は大きくなる。

【迷走した「消費税」名称の問題】

この税の名称が「消費税」と決まる前には、様々な名称で様々な形態の間接税の導入が目指された¹¹。世界でもまれな「消費税」という名称を冠した理由は、日本に特有の消費税反対感情を抑制して税の導入や増税をし易くするためだろう。消費税の納税義務者である事業者の納税がなければ、課税は一步も進まないからである。

日本の消費税は、EU型付加価値税と基本は同じ構造の税制である。製造—卸—小売の各段階で発生した利益(付加価値)に少しずつ課税される点

で、同じ課税システムの税である。主として、複数税率とそれに対応した「インボイス制度」が採用されていないことだけが異なる。

「消費税」という名称は、あたかもこの税が「消費段階」を中心に課税され、「消費者」が最終負担者となるという印象を与える。この名称がもたらす誤解が、消費税増税をますます困難にしている。消費税は、EU諸国の付加価値税と同様に、事業の各段階で生じた「付加価値」に課税される。納税義務者は、製造業者や販売業者等の「事業者」である。最終負担者が誰になるかは、経済理論上も不透明であり、想像の域を超えていない。

効果的な所得再分配は「税」でなく「社会保障」で達成される¹²

【消費税不公平論は「再分配イデオロギー¹³」による】

「再分配」とは、政府が実施する施策の一つである。市場経済の中での所得を稼ぐ能力に格差があるため、市場の「分配」には極端な不平等が生じやすい。これを是正する政府の方策として、(1)税制と(2)社会保障の二つの方法がある。

「再分配イデオロギー」とは、市場経済における給与の「分配」から生じた不平等を政府の財政政策で修正する思想である。高所得者から低所得者への所得の再分配を至上の政策命題と考える。その手段として、税制、特に所得税の高所得者に適用される最高税率の極限までの引き上げを主張する。

実際に日本の所得税率の推移を見ると、最高税率は、1984(昭和59)年～1986(昭和61)年の間に適用された最高税率(国税)70%+住民税18%=88%であった。所得税の税率のきざみは、15段階もあった。所得の9割程度を課税するという不思議な税制であり、「社会主義的平等」を達成する税制と呼ばれた¹⁴(社会主義の目標理念は「分配の平等」であったが、筆者の実際の見聞に照らしても、実際に平等であったという証拠は全くない。)

【税制による再分配政策 所得税中心主義の問題点】

戦後の経済成長期等には、所得税の課税強化が果たした公平感の達成効果は大きかった。しかし所得税は累進課税であるため、高所得者の負担だけが突出して高い。高所得者の人数は極めて少ないため、課税を強化しても選挙票はあまり減らない。そのため、選挙対策から見れば、高所得者の負担増は、合理的である。

しかし高額所得者の人数は少ないため、国民の社会保障を支えるほどの大きな税収にはならない。仮に所得税の累進性の急峻化による増税政策を追求するにしても、消費税の増税策と並存可能であり、矛盾するものではない。

【税制による再分配効果は社会保障のそれよりも遥かに少ない】

税制による再分配効果は、社会保障による再分配効果に比べると、微々たるものである¹⁵。厚生省資料によれば、「社会保障による改善度26.6に対して、「税による改善度」3.7に過ぎない。「改善度」とは、当初の不平等な所得が政府施策によって平等化した度合いを示す。経済学者にとって、この事実は周知のことである。

かつて社会主義的な野党が主張したように90%の急峻な累進税率による所得税を徴収しても、再分配効果は高くない。その理由は、高額所得者数が少ないため、そこからの所得税収入も少ないからである。

所得税中心主義であれ、税制を利用して所得再分配を実施する政策そのものに限界がある。

所得税であれ消費税であれ、増税してその財源を社会保障として国民のため支出することが、最も所得再分配効果を高めるとことになる。税による徴収は再分配の前段階に過ぎない。この財源を社会保障によって低所得層に厚く配分することで、所得再分配は完結する。

【消費税等 すべての租税は高所得者が多く負担する】

世界中のどこに行っても、低所得者の方が多く支払うような税は存在しない。消費税の場合、自分の消費できる担税力を超えて消費できる人はいない。買い物の予算が少ない人ほど、購入品の価格に敏感になるため、低価格商品を探して、効率的な消費生活をおくる。

すべての租税は、担税力つまり負担能力のある人や組織が支払う。消費税も同じである。すべての人は、自分の購買力に合った消費をする。高所得者ほど、消費税額の多くを負担している。元々、租税による再分配効果は低いことから、租税の徴収の税目やその累進税率の急峻化による再分配で公平を競っても限界がある。

租税が、所得税のように高所得者が累進的に負担する税であれ、消費税のように全所得階層が負担する税であれ、再分配における相違は少ない。

日本の消費税の現状と増税見通し 「食料品軽減税率制度」の導入

【累積債務の返済資金を加算すると 近い将来30%程度は必要】

日本の消費税は、1989（平成元）年の導入以来、30年間にわたって20%程度の必須の増税課題を見送ってきた。増税が遅れて生じた税収不足分の中で支出した社会保障経費等が、長期債務として蓄積してきた。

2017年度末の国と地方の長期債務を足した1,093兆円の大半は、社会保障財源として支出されている。この累積債務の返済分も考慮すると、30%程度の増税は必須となる。

累積債務増大のもたらす最大の問題は、「財政の硬直化」である。これは、過去の債務の返済に追われて、臨機応変な全世代向けの裁量的な社会保障政策等の裁量的な政策が実施できなくなることを意味する。国債の利子率が低いからといって、安心できる状況ではない。

【消費税増税の三つの役割¹⁶⁾】

- ・ 社会保障財源の充実 ⇒ 歳出面も含めた本格的な「所得再分配」
- ・ 政府債務の返済（前世代の高齢者等のための「過去の社会保障財源」の返済）
- ・ 震災復興（近年の大規模災害の対策と同時に今後の災害にも備える）

【10%増税時 「食料品軽減税率」による複数税率導入の可能性】

食料品を軽減又は非課税にしても、公平性が増す割合はきわめて小さい。食料品購入から調達される消費税も高所得者が多く負担するため、高所得者の方が多くの恩恵をこうむるからである¹⁷⁾。

「既定の10%への増税」という目標は、欧米先進国の半分程度の税率水準である。この世界最低水準の消費税増税も、安倍政権の景気対策優先政策の犠牲になって、実現の目処が立たない。

それなら、与党の一翼として支える公明党が一貫して主張している複数税率導入による「食料品課税軽減制度」も、一般国民への理解の促進という観点から、増税の途を切り開く有力な方策になるのではないか。

消費税分の価格上昇によって極貧層の生活が困難になるという考え方の背景には、絶対的な窮乏化を前提とした極端な「格差社会論」がある。「食料品課税軽減」によって消費税の公平化を図るという考え方の背景には、低所得者の家計には、食料品等の生活必需品が消費の大半を占めるという前提がある。その考え方の根底には、「低所得者の家計に占める食費の割合は極端に高い」というエンゲル係数の誤認がある。

「エンゲル係数」とは、低所得者ほど「所得に占める食料品支出の割合」が高いという統計に基づく理論である。食料品の軽減税率制度の導入は、この係数に基づいている。現代の豊かで多様な消費生活では、所得の多寡による多少の高低はあるが、全階層で「所得に占める食料品支出の割合」は20%強と平準化している。また一概に食生活といっても、副食品やお菓子等、必需品以外の占める割合が増加してい

る。また外食による支出額が増加傾向にある。

【消費税は元々公平 複数税率は必須ではない】

実際には、消費税を複数税率にしても、「逆進性¹⁸」をめぐる不公平を緩和する効果は乏しい。その理由は、食料品等を軽減、又は非課税にしても、食料品支出の多い高所得者の税負担の方がより多く軽減されるからからである。

しかしそれでも、大衆心理面で、食料品軽減措置の効果はあるだろう。主食のお米を食パン等に限定した大胆な非課税制度を導入すれば、公平感達成のアナウンス効果効が最も高い。

上述のように、消費税がいかに公平な税制であり、政策立案当局がそれを理解しても、一般国民の納得を得るにはこの先数十年はかかる。これでは遠からず、巨額な政府債務が返済不能のデフォルト状態に陥ってしまう。それなら、政府債務が膨張して債務不履行に陥る前に、すぐに国民が納得できる増税方策を立案すべきである。

一般国民は、消費生活等を通じて消費税を受け入れつつある。活動的な若い世代ほど、消費税の必要性や公平性について肌で感じている。従来の「再分配イデオロギー¹⁹」に基づく所得税中心主義は、影響力が減退している。

そもそも、消費税には最初から何一つ不公平な点はないのだから、現行の単一税率の消費税を増税することに何の問題もない。しかしその施策態度を続けると、こじれにこじれて誤解された「消費税の不公平問題」を解決して、大胆な増税に向けて国民を納得させることはできない。

【国民の公平感に合わせた「食料品」軽減、主食に非課税】

増税政策を実行するには、国民の合意形成が必要である。仮に国民が、食料品「軽減税率制度」又は「非課税制度」導入付の増税に納得するなら、一般国民の公平感に寄り添うのも、効果的な政策手段となる。

EU諸国では、単一税率を採用するデンマーク以外では、食料品課税に軽減措置を導入してい

る。国によって様々だが、新聞や出版物等の「公共財」に対しても、税率を軽減している。EU並みの食料品軽減税制度を導入すれば、容易に野党の批判をかわすことができる。ここまで増税問題がこじれて政府の累積債務が膨張した日本では、将来の20～30%への税率アップに向けて、大胆に「必需的食料品非課税制度」を取り入れる方策も有力である。■

《注》

- 1 財務省「消費税の使途に関する資料」
- 2 2000年以降だけを見ても(1)2009年9月には、民主党・鳩山由紀夫代表が、「消費税は4年間増税しない」という民主党マニフェストを示して、総選挙で圧勝して政権交代を実現した。(2)2010年6月には、同民主党・菅直人首相が、参院選挙前に「消費税10%」を打ち出し、選挙に惨敗した。2012年6月には、消費税率を2014年に8%、15年に10%に引き上げる法案を提出した。同年8月10日、参院本会議で可決成立した。(参考:nippon/.com シリーズJapan Data「消費税『導入』と『増税』の歴史」による)
- 3 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、53～75ページ。
- 4 2014年4月には、自民党・安倍晋三政権が、消費税率を8%に引き上げた。しかし、(1)2014年11月には、「2015年10月に10%に引き上げ」を「2017年4月」に1年半延期した。(2)さらに、2016年6月には、「2017年4月」の税率引き上げを2年半延期した。(参考:nippon/.com シリーズJapan Data「消費税『導入』と『増税』の歴史」による)
- 5 一概に「税の公平」といっても、様々な要素が含まれる。「水平的公平」は、「事業者や高所得者等、誰もが特権的な脱税をしないで平等に支払うことを意味する。他方、「垂直的公平」は、「所得や財産の多い人や企業が多く支払うこと」を意味する。所得税では、「垂直的公平」は達成されやすいが、「水平的公平」は達成されにくい。他方消費税では、逆になると言われる。そこで税制は多様な長所と短所を持つ税がミックスすべきとされる。
- 6 国税庁所轄の大学院学位取得による税理士試験免除法制度で、平成14年3月以前には法律学分野の「税法」と並んで経済学分野の「財政学」が排除されて税法分野に限定された。税理論と徴税への経済学研究の貢献度を認めない典型事例である。(これ以降は、経済学上の論文を「税法」への造詣の深さで判断するという無理な手法が取られている。)
- 7 税法上、消費税の納税義務者は「事業者」と定められている。納税者は、流通の各段階で利益をあげる製造—卸—小売の各事業者である。「前転」

の場合、納税義務者が税を負担した後、税額は、製造⇒卸⇒小売⇒消費者の順に税負担額が移動すると考えられている。その逆に大規模小売業者が、仕入れに際して、納税額を零細な製造業者に転嫁することを「後転」という。実際に誰が最終負担者となるかは、経済学の研究課題である。転嫁が進むと、最終的な負担の全ては消費者に「帰着」と言われる。実際の負担者は商品の需給関係の強さや販売戦略等で異なる。(最終負担者と負担額は計算しても検証不可能と思われる。)

- 8 「機会費用」。人はいつも、限られた時間を何に使うか、選択して行動している。Aという行動を選択すれば、Bという行動ができない。この場合、Aの行動を行ったときに失われるBの行動から得られる利益を「機会費用」という。たとえば、買い物に時間を費やすと、その分の仕事の時間が失われる。買い物に費やす時間が同じ1時間なら、低賃金のパート労働者の失うコストは800円程度、それに対して高所得者の失う費用は無限大に大きくなる。
- 9 「逆進性」事例：会社の食事会で低所得の平社員が2,000円を負担したとする。他方、高所得の会社役員が2倍の4,000円を支払ったとする。平社員の平均給与が500万円、会社役員のそれが2,000万円とすれば、給与格差は4倍となる。この場合、給与格差4倍に対する食事会の会費の格差は2倍に過ぎないから、2倍の「逆進性」が発生する。この場合の「逆進性」問題は、会費等の負担格差が所得格差以下であれば、必ず発生するという程度の問題に過ぎない。この場合、誰が上司を批判するだろうか。
- 10 (1) 事例：100円ショップで正規販売した場合
 [本体価格100円＋消費税8円＝]で販売するのが原則(現行8%税率を仮定)
 ※事業者の納税額を最終的には消費者が負担したと見なされる。
 (2) 事例：消費税還元セール
 消費税抜きの100円で販売 ⇒ 消費者は既定の消費税額を全く負担しない。
 [本体価格A＋消費税額X＝100円]
 (それでも、事業者には納税義務がある)

$$\text{消費税額 } X = \text{本体価格 } 100 \text{円} \times (8 / 108) = \text{約 } 7.4 \text{円}$$
 そうすると、[本体価格100円＝92.6円＋税7.4円と分解される。]
 税法上の消費税納税額 7.4円 ⇒ 販売業者が消費税額を負担する。「新たな税」7.4円を消費者が負担すると見なすこともできる。
 ※消費者は正規価格100円を超える部分の規定の「消費税額8円」を負担しない。
- 11 1979年1月には、大平正芳首相が財政再建のため、「一般消費税」を閣議決定した。1987年2月には、中曽根康弘首相が、「売上税」法案を国会に提出したが、国民的な反対に遭い、同年5月に廃案となる。1988年12月に竹下登首相は、バブル

景気絶頂期に、消費税法を成立させた。1989年4月には、税率3%の消費税法を施行した。バブル期の豊富な税収による「ふるさと創生1億円事業」などを地方財源に組み込んで、承諾させた。しかし、その後リクルート事件などの影響もあり、辞任を余儀なくされた。1994年2月には、細川護熙首相が、消費税を廃止し、税率7%の「国民福祉税」の構想を発表したが、連立政権内の足並みの乱れを背景として、唐突の深夜の発表が国民の不信感を招いて、発表翌日に撤回して、内閣の信用を完全に失った。(参考資料：nippon/.com シリーズ Japan Data「消費税『導入』と『増税』の歴史」)

- 12 [社会保障による「ジニ係数」改善度は高い] 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、159～162。
- 13 「再分配イデオロギー」「分配の平等」を目標とする社会主義思想を理念とする諸政党が依拠した政策である。「再分配」を実施する手段として、相続税等の資産課税強化による資産の再分配と並んで所得税や法人税等の所得課税強化による所得の再分配を推進する、戦後日本に特有の思想である。
- 14 財務省資料「所得税の税率の推移(イメージ)」
- 15 厚生労働省資料『平成20年度所得再分配調査の結果』には、ジニ係数の改善度で見た所得格差の是正が示されている。(ジニ係数は低いほど、所得格差は小さい。)2008(平成20)年度の当初所得の格差は0.5318であった。それに対して、政府の再分配後の格差は0.3758となり、再分配による改善度は29.3であった。その内訳は、「社会保障による改善度」26.6に対して、「税による改善度」3.7に過ぎなかった。しかも「社会保障による改善度」は1996(平成8)年の15.2から2008(平成20)年度の26.6へと大きく向上しているのに対して、「税による改善度」は、ほとんど向上していない。
- 16 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、196～220ページ。
- 17 櫻井良治著『消費税は「弱者」にやさしい』言視社 2011年11月、195～200ページ。
- 18 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月、116～134ページ。
- 19 櫻井良治著『消費税は「弱者」にやさしい』言視社 2011年11月、4ページ。

【参考図書】

(税制全体における消費税の公平性や高齢化社会の社会保障経費の増大に対応した消費税の増税の展望等の課題の詳細は、紙幅の制約上詳細を省略した。以下の二冊の書物に体系的に記述しているので、興味があれば参照されたい。)

- 櫻井良治著『消費税は「弱者」にやさしい』言視社 2011年11月
 櫻井良治著『消費税ほど公平な税はない』文真堂、2013年1月

年金税制改革と高齢者

—再分配と就労促進のはざまで—

中村 良広

熊本学園大学経済学部教授

始まった公的年金等控除の引き下げ

2018年度税制改正では公的年金等控除が一律10万円だけ減額される(2020年分以後)。65歳以上については定額控除50万円、最低保障額120万円から、それぞれ定額控除40万円、最低保障額110万円とされる(以下すべて65歳以上に係る金額である)。但し、その見返りに基礎控除が10万円だけ増額されるためさしあたり税負担に変化はない。

しかし、公的年金等控除の引き下げはこれだけにとどまらない。年金ないし年金以外の所得が高額に上るとき、公的年金等控除がさらに減額される。すなわち、年金が1,000万円を超えるとき公的年金等控除に195万円の上限が新設される。さらに、給与所得など「年金以外の所得」が1,000万円を超えるとき、および2,000万円を超えるときには公的年金等控除の一律10万円減額が2段階にわ

たって追加される(図1)。

税制調査会(2016)は、「所得計算上の控除」(給与所得控除や公的年金等控除など)を圧縮して「人的控除」(基礎控除や扶養控除等)を拡充すべきとの方針を示している。給与所得控除の抑制は高所得層については2012年度税制改正により2013年分からすでに始まり、徐々に厳しくなっている。一方、公的年金等については2004年度税制改正により①65歳以上の者への上乗せ措置廃止②老年者控除(50万円)の廃止③老年者特例加算として65歳以上の者の公的年金等控除の最低保障額50万円加算が実施されたが(2005年分から)、それ以降は手つかずのままであった。その見直しがいよいよ現実のものとなったのである。

公的年金等控除一律引き下げの根拠

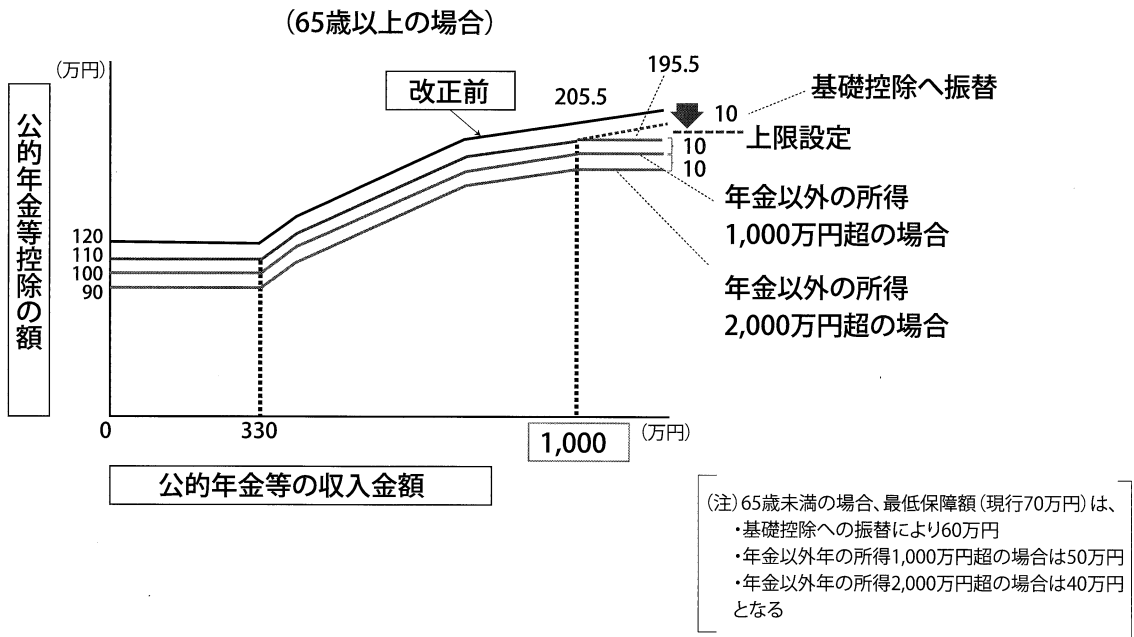
今回の改正で年金の税負担に影響があるのは、公的年金等収入1,000万円超に適用される公的年金等控除に関する控除額の上限(195.5万円)の新設と、「年金以外の所得」が高額に上る場合(1,000万円超ないし2,000万円超)に適用される2段階わたる一律10万円の公的年金等控除減額の追加である。

年金課税については公的年金等控除が給与所得控除より手厚いことが、現役世代に比べて世代間不公平をもたらしているとされている。今回の公的年金等控除の一律10万円減額は、それが給与

なかむら よしひろ

九州大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学修士。九州大学助手、鹿児島大学法文学部助教授、北九州市立大学経済学部教授を経て、2005年より熊本学園大学経済学部教授。専門は財政学、租税論。著書に『ドイツ州間財政調整の改革—水平的財政調整の射程』(地方自治総合研究所、2004年)、『よくわかる社会保障と税制改革』(共著、イマジン出版、2012年)、『所得税改革—日本とドイツ—』(税務経理協会、2013年)など。

図1 公的年金等控除の引き下げ



(出所) 財務省 (2018a)、4頁。

所得控除の一律10万円減額と同時に実施されるためこの問題への影響はない。影響するのは自営業者など給与所得者以外の現役世代との関係に限られる。

給与所得控除についてはすでに2000年代初めから税調答申などでそれが過大であると論じられてきた。しかし、今回の給与所得控除の一律10万円減額は、フリーランスの自営業者など他の働き方による収入との負担の均衡を図るという別の論拠で行われた。これと同時に行われた公的年金等控除の一律削減であったが、こちらの方は本来「働き方改革」とは無関係である。なぜなら年金「保険」は長生きのリスクである「働かないことによる無所得」の状態をカバーするためのものだからである。

問題の給与所得控除および公的年金等控除の削減に関して「所得税法等の一部を改正する法律案」の提案「理由」として、「働き方の多様化等を踏まえた…」という文言が冒頭に掲げられている。しかし、本音は「働き方の多様化」ではなく、「等」の方にあると見るべきである。控除が「過大」であるという従来からの論拠によって削減すれば論理としては明快であったはずのところ、あえて流行りの「働き方改革」を前面に出したために、公的年金等控除の

削減理由がわかりにくいものとなってしまった¹。

公的年金等控除減額と再分配

今回の改正で年金に対する増税となるのは、高額な年金や年金以外の所得を得るケースにおける公的年金等控除の減額である。これは現役世代との世代間公平、および高齢者世代内部における公平の改善に一定の効果を有している。

まず、1,000万円を超える高い年金収入に対する上限設定は、給与所得控除における同様の措置と同じく再分配効果を高めるものである。しかし、そもそも年金収入が1,000万円超というケースは極めてまれであり、公的年金についてはあり得ない。国民年金や厚生年金、共済年金といった公的年金²に関しては、極端なケースでも400万円台、通常は比較的多額なケースで300万円台が現実的である。したがって、年金収入1,000万円超となるためには確定給付型や確定拠出型の企業年金、厚生年金基金などが加わる必要がある。財務省によれば該当者は全国で3,000人程度とごくわずかである。一方、年金以外の所得が1,000万円を超えるケースは20万人程度あるとされている³。と

はいえ、公的年金の受給者総数は約4,010万人(2016年度)であるから、該当者は全体の0.5%にすぎない。

所得金額調整控除による負担軽減の意義

メディア等で触れられることがほとんどないが、実は注目に値するのが「所得税法等の一部を改正する法律案」第41条の3の3にある「所得金額調整控除」である。第2項で公的年金等に係る雑所得に関する負担軽減措置が規定されている。その要点は、給与所得控除、公的年金等控除適用後の給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額(最大20万円まで)から10万円を控除した残額、したがって最大10万円をその年分の給与所得から控除するというものである。計算式で表せば下記ようになる。なお、算入される給与所得および公的年金等雑所得はそれぞれ最大限10万円である。

$$\begin{aligned} & (\text{給与所得} + \text{公的年金等雑所得}) - 10 \text{万円} \\ & = \text{所得金額調整控除額} \\ \Rightarrow & \text{給与所得} - \text{所得金額調整控除額} \\ & = \text{調整後の給与所得} \end{aligned}$$

公的年金等はずかつては給与所得に分類されていたため、在職中に年金を得た場合、給与収入と公的年金等を合算して給与所得控除が適用された。1987年の抜本的税制改正により公的年金等は給与所得から除外されて雑所得となり、給与所得控除は適用されなくなった。しかし、そのままでは負担が急増するため、負担調整の措置として公的年金等控除が新設された。その結果、給与収入と年金の双方を得た場合、給与所得控除と公的年金等控除が重複適用されることになった。これが世代間、世代内の公平を損なうとされている。

2つの控除が重複適用される納税者にとって今回の給与所得控除および公的年金等控除の削減はダブルパンチとなる。控除額の削減は合計20万円であり、基礎控除が10万円増額されても増税と

なるからである。所得金額調整控除は最大10万円の所得控除を認めることでこの問題に対処しようとしている。

例えば65歳以上の高齢者が年額120万円の公的年金等を受給して、パートで年額100万円の給与収入を得るとしよう。税制改正以前には公的年金等に係る雑所得はゼロ(120万円-120万円)、給与所得は35万円(100万円-65万円)で、基礎控除38万円を適用すると税負担はない。税制改正後には公的年金等に係る雑所得は10万円(120万円-110万円)、給与所得は45万円(100万円-55万円)となる。改正後には所得金額調整控除額が10万円[(10万円+10万円)-10万円]となる。したがって、調整控除後の給与所得は35万円(45万円-10万円)と改正前と同じである。公的年金等に係る雑所得は10万円(120万円-110万円)に増えるが、基礎控除の10万円増額によって相殺されて税負担はない。

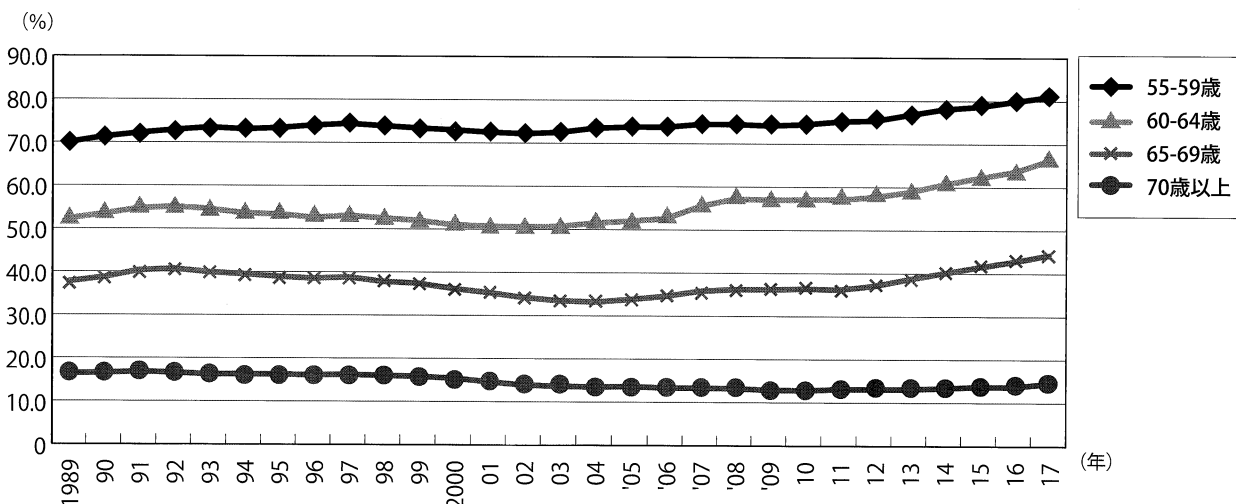
なお、年金や給与収入がこの設例よりさらに低い場合には所得金額調整控除額が10万円に届かないことがあるが、しかし、改正前、改正後のいずれにおいても非課税のままであるから、税制改正による負担増はない。こうして、2018年度改正における所得金額調整控除の措置は、給与所得控除と公的年金等控除の重複利用を前提にしたうえで、控除額の一律削減がもたらす負担増を回避するものとなっている。

公平と就労のバランス

高齢者における公的年金等控除と給与所得控除の併用については、世代間、世代内の不公平をもたらすものとされているが、所得金額調整控除の措置はこの事実を認識した上で併用を容認している。その意味では公的年金等控除の削減に踏み出しながらも、この点では既得権の維持を認めたものである。

そもそも高齢者の就労に伴う年金と給与の取扱いについては見解が分かれている⁴。一方では、現役世代の負担によって成り立つ賦課方式の年金で

図2 高齢者等就業率の推移



(出所) 厚生労働省 (2018)。

ある以上、給与所得があれば年金は停止ないし減額すべきであるとされる。今日行われている在職高齢年金の制度がこれにあたる。しかし、他方からは折角就労して給与を得てもその多くが年金の削減によって帳消しにされるため就労の意味が薄れ、勤労より余暇を選択する方向へ誘導される、高齢者の活躍に期待するのであれば、在職中の年金も満額給付し、再分配は税制によって一元的に行うべきだと論じられる。

今日、労働力不足への対策として定年延長を始め高齢者の就労を促進する動きが強まっている。実際、図2に見るように60歳で一応の定年を迎えた後、再雇用によって就労する高齢者が今や多数派であり、2017年にはその就業率は66.2%と3人に2人が再就職している。さらに60代後半についても就業率は最近では年々上がっていて、2017年には44.3%に達している。70歳以上ともなればさすがに肉体的な限界もあつてか就業率はにわかに低くなり横ばい傾向であるが、60代の就業率の上昇はなお続く勢いである

今年度の年金税制改正は、公的年金等控除と給与所得控除の併用問題にはひとまず手を付けず、就労へのインセンティブを保存している。しかし、「年金以外の所得」が多額になる場合には2段階にわたって公的年金等控除を減額し、この限り

では就労促進より負担の公平＝再分配に傾いている。今後この傾向が強まるとすれば、高所得の高齢者における人材確保を阻害する可能性がある。

これからの年金税制への視点

年金税制をめぐる最大の問題は、年金の課税方式の原理原則にかかわっている。年金制度は、拠出、運用、給付の3段階から構成されている。年金税制として所得税方式を採れば、拠出時、運用時は課税、給付時は非課税となる。一方、支出税方式を採れば、拠出時、運用時は非課税、給付時は課税となる。わが国の公的年金税制は後者の支出税方式に近いが、しかし、多額の公的年金等控除により給付時も大幅に負担軽減されている。

支出税方式を徹底化する立場からは公的年金等控除は廃止して年金全額課税としたうえで、高齢者の担税力に配慮する観点から例えばかつての老年者控除のようなものを新設することが主張される⁵。今回の公的年金等控除の一律10万円減額と基礎控除への振替は、さしあたり税負担には影響しなかったが、長期的には公的年金等控除廃止につながる可能性を孕む重大な制度変更である。当面の再分配強化をもたらした高所得者に対する控除上限の設定は、これに比べれば実はマイ

ナーな改正である。

「給付時課税」となる支出税方式に従えば、公的年金等控除の「廃止」こそが原理的には正しい措置である。しかしその場合、高齢者の生活に配慮した人的控除、例えば老年者控除(仮称)が十分に措置されるかどうかは全く保証の限りではない。

これからの年金税制改正を展望するに際しては以下の4点への注意が必要である。

第1に、高額な年金もしくは「年金以外の所得」を得るケースについて上限を設定する措置は、再分配を改善し追加的な財源を確保するものとしては是認される。

第2に、しかし、こうした再分配強化は就労へのインセンティブをいっそう削減する可能性がある。高齢者の就労が求められる時代にあつてこの影響については十分な注意が必要であり、根本的には在職年金制度の見直しと一体的な改革が求められよう。

第3に、給与所得控除と公的年金等控除の併用問題への対応としては、所得種類が異なるとはいえ2つの収入を合算して、さしあたり収入金額が大きい方の控除のみを適用することが考えられる。

第4に、公的年金等控除の一律削減に際しては、代替的に十分な人的控除の増額を実施すべきである。■

《注》

- 1 財務省(2018a)の個人所得課税改正に関する紹介の冒頭でも「働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、個人所得課税の見直しを行います」という改正理由が掲げられているが、ここでは法案の提案「理由」に見られた「等」さえ省かれ、公的年金等控除引き下げの理由としては意味不明のものとなっている。
- 2 2015年10月1日に「被用者年金一元化法」が施行され、これまで厚生年金と国家公務員共済年金、地方公務員共済年金、私学共済年金に分かれていた被用者の年金制度は厚生年金に統一されて厚生年金第1号～第4号となった。
- 3 財務省の情報は、日本経済新聞朝刊(2018.1.20)による。
- 4 厚生労働省(2011)は、「就労を阻害しない」「現役世代の負担に配慮」という2つの観点から、在職年齢年金制度をめぐる改正の経緯と議論の現状をまとめている。
- 5 田近栄治(2016)

《参考文献》

- 厚生労働省(2011)「在職年齢年金の見直しについて」
 厚生労働省(2018)「労働力調査(長期時系列データ)」
 財務省(2018a)「平成30年度税制改正」
 財務省(2018b)「所得税法等の一部を改正する法律案」
 税制調査会(2016)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」
 田近栄治(2016)「年金税制改革—公的年金等控除を廃止し、年金財源強化を」『税研』No.185
 宮本十至子(2010)「年金と課税方式について—公的年金の課税を中心に—」『税大ジャーナル』15号



年金税制の仕組みと課題

馬場 義久

早稲田大学政治経済学術院教授

本稿は、年金税制の理論に基づき、年金税制の仕組みの特徴と改革に向けての課題を明らかにする。公的年金税制だけでなく企業年金等任意加入の年金税制にも触れる。

労時に拠出した保険料に関連づけられた給付をも含んでいる。そこで以下では麻生（1995）に依拠し上記の2種類の給付（移転）をもたらす年金制度を念頭に、年金税制のあり方を整理する¹。

1. 公的年金税制の理論

公的年金税制のあり方については、多くの場合、年金を積立方式と賦課方式とに区分して検討が進められてきた。その際、積立方式の年金給付は保険原理に基づいており、賦課方式年金は世代間の所得移転に他ならないという二者択一的な区分がなされた。

しかし、麻生（1995, 314）がいち早く指摘したように、現実の公的年金は保険原理による給付とそれ以外の所得移転（世代間の所得移転等）の双方をもたらしている。たとえば厚生年金の給付は、単に若年世代からの所得移転だけでなく、高齢者が勤

保険料拠出による年金制度

保険料拠出による年金は次のように定式化される。

$$E(b) / (1+r) = A + \alpha$$

ここでAは保険料の拠出額、bは給付額でE(b)はその期待値、rは利子率（通常の貯蓄収益率）、 α は所得移転部分である。

仮に $\alpha = 0$ であると、給付は保険料の拠出額のみに関連する。保険原理に忠実な年金である。 $\alpha > 0$ だと、正の所得移転が付加される。つまり、 $E(b) / (1+r) - A > 0$ であり、保険料拠出に基づく給付を上回る給付を得る。現在の高齢者が該当する。逆に負の移転とは $\alpha < 0$ で $E(b) / (1+r) - A < 0$ となる年金である。現在の現役や若年世代はこれに直面すると言われている。

$\alpha = 0$ の年金税制

年金税制のあり方は包括的所得税論を基礎にするか（以下、所得税主義と略称）支出税論を基礎にするかに（以下、支出税主義と略称）によって異なる。所得税主義は年間の消費と資産蓄積（貯蓄）に向けられる所得＝年間に消費しうる金額の増加に課税し、支出税主義は消費支出のみに課税する。

ばば よしひさ

1981年一橋大学大学院経済学研究科博士課程単位取得満期退学。経済学修士（一橋大学）。専門分野は、財政学・租税論。関東学院大学専任講師・助教授、長崎大学助教授・教授をへて、1993年より早稲田大学政治経済学部教授。2004年9月より現職。

著書に『所得課税の理論と政策』（単著、税務経理協会、1998年）、『二元的所得税の論点と課題』（分担執筆、日本証券経済研究所、2004年）、『日本の財政を考える』（共編著、有斐閣、2017年）など。

ベンチマークとして $\alpha = 0$ のケースの税制を整理する。所得税主義では拠出は課税である。それは貯蓄原資であるからだ。次に運用益も課税である。給付は貯蓄引出しなので非課税となる。以上は、通常の自発的貯蓄に対して元本と収益に課税するのと同じ扱いである。

支出税主義では、拠出は貯蓄なので非課税、運用益も非課税、給付は貯蓄引出しなので課税となる。

正の所得移転を含む年金の税制

$\alpha > 0$ であるので、拠出<給付が成立する。所得税主義によれば拠出段階は課税である。なぜなら、拠出<給付なので拠出は貯蓄と考えられるからだ。運用益も課税となる。年金給付段階では保険原理にもとづく給付分(元利)は、貯蓄の引出しであるので非課税であるが、それを超える正の所得移転は課税となる。移転収入(正の所得移転)は消費しうる金額の増加であるからだ。

他方、支出税主義によれば、拠出は全額貯蓄なので非課税、運用益非課税、年金給付は貯蓄引出しなので、所得移転部分を含めて全額課税となる。

負の所得移転を含む年金の税制

$\alpha < 0$ であるので拠出>給付となり、拠出の一部は実質、税負担と考えられる。「保険料拠出のうち負の移転に帰結する部分」は給付を与えないからである。負の所得移転が存在しても、必ずしも保険料拠出の全額が税とならないことに留意すべきである。

所得税主義によれば拠出は課税であるが、その際、税負担部分を課税所得から控除しなければならない。運用益も課税であるが、税部分からの拠出の運用益を除く必要がある。給付には正の所得移転がないので非課税となる。

支出税主義によれば拠出はもともと非課税である。したがって、所得税主義と異なり拠出の税部分も課税ベースでない。さらに運用益非課税、給付は全額課税である。

以上のように支出税主義では、以上の三方式の

すべての年金について同一の課税方式となる。他方、所得税主義では年金制度により課税方法が変わり、たとえば正の所得移転を享受する世代と、負の所得移転に直面する世代とで課税方法を変えなければならない。この点、所得税主義の難点である²。

II. 公的年金税制のしくみと実態

被用者年金の保険料は労使で拠出される。加入者拠出分(本人拠出分)は、社会保険料控除により所得控除され、保険料に被用者の所得税はかからない。事業主拠出分は事業の必要経費として算入され、この部分にも法人税などはかからない。結局、拠出段階は非課税である。拠出金収益も非課税である。最後に給付段階では雑所得として課税が原則とされている。したがって、原理上は支出税主義の非課税—非課税—給付課税を採っている。

年金給付の税は以下のように算出される。

$$\begin{aligned} \text{雑所得} &= \text{年金収入} - \text{公的年金等控除} & (\beta) \\ \text{税額} &= (\text{雑所得} + \text{他の所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率} & (\gamma) \end{aligned}$$

つまり、年金収入は税法上雑所得として位置づけられ、それを求めるのが式(β)である。雑所得が正である場合にのみ、他の所得、たとえば給与所得や事業所得を合算し、基礎控除や配偶者控除などの所得控除を差し引いた額に税率が課される。結局、建前は年金を雑所得として総合課税する方式である。

ここで注目したいのは、式(β)の右辺の公的年金等控除である。年金収入に特定化した控除である。この控除は65歳未満と65歳以上とで仕組みが異なる。表1では65歳以上を想定している。同表から、120万円を最低保障額としつつ、年金収入が高額ほどこの控除額が多額になることがわかる。たとえば330万円の年金で120万円の控除、500万円の場合153.5万円控除される。

表1 公的年金等控除の速算法

公的年金等収入	公的年金等控除額
－ 330万円以下	120万円
330万円超－ 410万円以下	収入× 25% + 37.5万円
410万円超－ 770万円以下	収入× 15% + 78.5万円
770万円超	収入× 5% + 155.5万円

(出所) 国税庁ホームページ「公的年金等控除に係る雑所得の計算方法」により筆者算出。

単身世帯の税負担の算出³

以下では家計タイプ別に年金世代の税負担を算出する。可能な限り年金世代の実態を踏まえた。年金世代はすべて65歳以上とする。以下、国税は本文で、地方税は()内に表示する。まず単身世帯である。

厚生労働省(2018,表3)によれば、同世帯は年金受給全世帯の17.5%(男子5.5%、女子12.5%)を占める。単身世帯にとっての控除は、公的年金等控除と基礎控除である。よって公的年金等控除の最低保障120万円+基礎控除38万円=158万円までの年金には税がかからず、158万円(地方税では153万円)が課税最低限となる。

なお、厚生労働省(2018,表29)の「性別・本人の公的年金階級別構成割合(単身世帯)」によれば、男子の40%、女子の53%が受給年金150万円以下なので、少なくともこれらの人は税負担ゼロとなる。ちなみに男子単身者の平均年金が174.9万円、女子144.7万円であり、税負担は男子0.84万円(地方税2.19万円)女子ゼロになる。

現役期に片稼ぎであった夫婦世帯

厚生労働省(2018,表3)によれば、夫婦世帯(夫婦のみの世帯)は受給者世帯全体の32%を占める。最初に現役期に片稼ぎであった夫婦世帯をみる。妻は第3号被保険者で年額78万円の基礎年金を受給すると想定する。いわゆる厚生労働省のモデル年金のケースである。

このケースでは妻の年金は全額非課税である。夫の年金は公的年金等控除の最低保障120万+

基礎控除38万円+配偶者控除38万円=196万円(地方税では186万円)まで非課税となる。なお妻が70歳以上になると配偶者控除が48万円となる。

ちなみに厚生労働省(2018,表25)の「現役時代の経歴類型別 世帯の公的年金の平均年金額」によると、夫が現役期に「正社員中心」、妻が「収入を伴う仕事をしていない期間中心」の世帯の平均年金は320.6万円である。ここでも妻の年金が78万円と想定すると、家計の年金税負担は2.33万円(地方税5.66万円)となる。

現役期に共稼ぎであった夫婦世帯

さて、厚生労働省(2018,表25)によれば、夫婦とも「正社員中心」のケースの世帯の平均年金は371.7万円である。ここでは夫と妻の年金比率を3:2とする。厚生労働省(2018,表13)の「性別・本人の現役時代の経歴類型別・本人の公的年金階級別 構成割合」によれば、「正社員中心」の男子と女子の平均年金の比率が約3:2であるからだ。この場合夫の年金は223万円、妻のそれは148.7万円となる。

妻の年金は公的年金等控除120万円+基礎控除38万円=158万円まで非課税である。妻の年金が158万円まで夫に配偶者控除38万円が認められるので、夫の年金は196万円まで税がかからない。よって年金税は $27 \times 0.05 = 1.35$ 万円である(地方税3.7万円)。

現役と比べると?

上記の共稼ぎ夫婦が現在の現役として税負担を求め、年金世代との差の一端を示そう。つまり夫

表2 任意年金の税制

年金	拠出	運用益	給付	公的年金等控除の適用
確定給付企業年金	控除（上限あり）	非課税*	雑所得**	○
確定拠出年金企業型	掛け金全額控除	非課税*	雑所得	○
同 個人型	掛け金全額控除	非課税*	雑所得	○
国民年金基金	掛け金全額控除	非課税	雑所得	○
個人年金保険型	控除（上限あり）	非課税	雑所得 （元本控除）	×

(注) * 積立金に特別法人税課税が原則であるが現在凍結中。

** 加入者拠出分は除く

(出所) 大和証券(2017)『税金読本』2017年度版,268,270頁に基づき一部加筆。

223万円、妻148.7万円の給与収入を得るケースである。夫婦ともに基礎控除38万円が適用される他、妻の給与所得控除の最低保障額65万円、夫の給与所得控除額84.9万円、配偶者控除38万円が適用される⁴。結果、夫の税3.1万円（地方税7.21万円）+妻の税金2.28万円（地方税5.07万円）=5.35万円（地方税12.28万円）となる。国税と地方税の合計で比べると、年金世代の約3.3倍の負担となる。

この差は第一に、公的年金等控除の最低保障額120万円が、給与所得控除の最低保障額65万円を大きく上回るからである。この点が妻の課税最低限の差を生んでいる。第二に、夫の公的年金等控除120万円と給与所得控除の84.9万円の差である。結局、両方とも低所得水準における公的年金等控除が、寛大と言われる給与所得控除をさらに上回ることにある⁵。給与収入と異なり、年金収入を得るのに必要経費が生じないことにも留意したい。ちなみに現行制度では490万円の年金（給与）未満だと公的年金等控除が給与所得控除を上回る。

中心課題—公的年金等控除の廃止

以上公的年金等控除により、受給年金の税負担がきわめて低いことを示した。支出税主義の形骸化である。拠出控除、運用益非課税でありながら、受給段階で年金控除を認めているので、現行制度は年金控除額×税率だけの補助金を交付していることになる。しかも年金収入が330万円超の場合、

年金控除額が年金収入とともに増加し補助金額は高年金取得者ほど多額になる。

また今日の高齢者は、現役および将来世代から年金の正の移転を受けている。このような世代の年金に補助金を与える根拠は乏しい。公的年金等控除の廃止による受給段階課税の強化が求められる。このことにより、所得税が勤労者だけでなく高齢者も応分に負担する全世代型⁶へ接近し、さらに賦課方式年金による世代間格差の是正にも貢献できる。経済力の低い高齢者世帯については基礎控除の改革などで対応する方がベターであろう。

任意年金に対する税制

次に企業が任意に実施できる年金や、個人が任意で加入できる年金のうち主なものを取り上げる。表2を参照されたい。年金のうち、最初の2つが企業単位、残り3つが個人単位である。各年金によって税制の差がある。

確定拠出型（企業および個人）と国民年金基金は、特別法人税の凍結を前提とすれば⁷、上述の公的年金と同様の扱いを受けている。支出税主義を建前として公的年金等控除も適用される。他方、個人年金は控除適用額に上限を設けて（一般生命保険料または一般年金保険料扱い）、給付のうち運用益対応部分に課税し公的年金等控除が適用されない。確定給付企業年金はいわばこの両者の「中間」であり、控除額に上限を設けつつ（一般生命保険料扱い）、公的年金等控除を認めている。

任意加入の年金に対する税制のあり方は、公的年金政策や他の貯蓄課税との関連をどう考慮するかによって変化する。公的年金の補完を目指すのであれば、任意加入の年金税制を、他の通常の貯蓄課税より「優遇する」ことも一理ある。

だが、ここでも公的年金等控除の扱いが問題となる。公的年金課税における公的年金等控除の存在理由は乏しいし、他の貯蓄が元本課税+収益課税であるので、公的年金を補完する役割を持たせるとしても、公的年金等控除の廃止が望ましい。そうすれば個人年金保険型との制度間格差も緩和する。

なお、任意年金以外の貯蓄税制における優遇制度(NISA)なども整理の必要がある。通常の貯蓄収益は20%課税を原則とし、優遇措置の採用は政策的重点を定め可能な限り限定すべきである。

III. 税制改正の大綱による年金税制改革

安倍内閣は2017年末に「平成30年度税制改正の大綱」を閣議決定し、個人所得税の改正を示した。2020年分の所得より適用される。以下、年金税制に関連する主要部分のみを紹介する。

第一に、公的年金等控除額を一律10万円引き下げる。第二に、公的年金等収入が1000万円を越える場合の同控除額については195.5万円の上限を設ける。

さらに、所得税の現行基礎控除が10万円一律増額される。

さて、第一の改正により公的年金等控除の最低保障額が110万円に減額されるが、基礎控除の10万円増額により公的年金等収入の課税最低限に変化はない。また給与所得控除も10万円減額され最低保障額は55万円となるが、公的年金等控除額の最低保障額との差額は55万円のままである。よってIIで示した年金税負担の値は変わらない。

第二の改正は超富裕者対策である。表1から現行制度では年金収入が1000万円の場合、公的年金等控除は205.5万円となる。この値から一律

引き下げ分10万円を引き195.5万円とし上限値に設定したわけである。年金収入1000万超の者は、表2の任意年金を含めるとしても例外的な富裕者であろう。ちなみに総務省(2016、第13表その2の(2))によれば、65歳以上で公的年金等収入が500万円超の者は全体の1.2%に過ぎない。

以上から年金税制の抜本的改革=受給年金課税の強化には、ほど遠い改正と言わなければならない。■

《注》

- 1 以下は、麻生(1995,313-316)の要点を抽出し、あわせて基礎的な説明を付け加えたものである。
- 2 この点以外にも、年金税における所得税主義は多くの執行上の困難に直面する。藤田(1992,245-248)を参照。
- 3 馬場・横山等(2017,159-163)では、100万円から600万円までの6段階の世帯年金額を設定し税負担額を算出し、高年金でも低負担となる点を示した。以下では各家計タイプの平均年金額の税負担に注目する。なお、両者に一部同一の叙述がある。
- 4 2018年分所得より妻の給与収入150万円まで適用される。
- 5 詳しくは馬場・横山等(2017,162)を参照。
- 6 スウェーデンでは受給年金を勤労所得税の課税ベースに含めている。馬場(2016)を参照。
- 7 特別法人税は運用益でなく運用金残高に課税すること、納税義務者が個人でなく、個人が運用リスクを負う確定拠出型年金の収益課税にふさわしくないなど問題が多い。詳しくは國枝(2011,15-16)を参照。

《参考文献》

- 麻生良文(1995)「公的年金課税と課税ベースの漏れ」『経済研究』Vol.46, No.4, 313-322.
- 國枝繁樹(2011)「税制と年金」『年金と経済』、Vol.29, No.4,13-18.
- 厚生労働省(2018)『年金制度基礎調査 平成28年』III. 調査結果の概要。
- 財務省(2018)『平成30年度税制改正の大綱』。
- 総務省(2016)『平成27年度分市町村課税状況等調べ』。
- 馬場義久(2016)「長寿リスク・DC型年金・年金税制—スウェーデンのケース—」証券税制研究会編『リスクと税制』日本証券経済研究所、147-187.
- 馬場義久・横山彰・堀場勇夫・牛丸聡(2017)『日本の財政を考える』有斐閣。
- 藤田 晴(1992)『所得税の基礎理論』中央経済社。

定年後の収支に関して

麻生 裕司

会計事務所勤務

定年後の家計支出及び収入

総務省平成28年「家計調査」によると、高齢夫婦無職世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯）の家計収支（月額）は、実収入212,835円に対して、非消費支出29,855円・消費支出237,691円となっている。実収入の内訳は、社会保障給付が193,051円と90.7%を占めている。非消費支出は直接税12,639円・社会保険料17,171円である。消費支出については、食料64,827円・交通通信費25,256円・教養娯楽費26,303円・交際費29,033円が大きく占める項目である。ただし、これはあくまでも平均額であるため、それぞれの家庭環境により大きく異なるものとなる。

社会保障給付が主たる収入源である世帯においては、月の収支はマイナス（不足額54,711円）となるケースが多いようである。不足額は貯蓄等でまかなわねばならないが、長期間この状態が続くことは

かなりの負担であろう。さらに、年金額は将来において減額される可能性もあるため、今後、より一層負担は増す可能性がある。

公的年金と再雇用

定年後の収支マイナスを少しでも縮めるための方法を、現状多くの者が頼りとしているものである公的年金で考える。

公的年金の受給額の平均は、厚生年金が月額約14.5万円、国民年金が月額約5.4万円となっている。公的年金の受給は、原則、男性で昭和36年4月2日以降生まれ、女性で昭和41年4月2日以降生まれの65歳からとなる。60歳で退職した場合には、公的年金を受給出来るまでに5年間の無収入期間が発生することとなる。この期間をどう過ごすか、例えば再就職をして働く等で、老後資金の準備に大きな影響をもたらすことになる。

60歳からの雇用についてであるが、平成25年4月に高年齢者雇用安定法が改正され、希望者全員の再雇用・65歳以上の定年制の改定・定年制の廃止のいずれかを選択することが企業に求められた。しかし、65歳までこれまでと同様の条件のもとで雇用されるというものではない。再雇用時の給与は以前の給与の6割から7割程度となることが多く、勤務内容等も変更になり、希望通りとならないことも多くなっているようである。

平成29年金融広報中央委員会「家計の金融

あそう ひろし

2002年法政大学経営学部経営学科卒業。2018年専修大学大学院経済学研究科経済学専攻修了。修士論文テーマ「退職所得課税」。

現在、会計事務所勤務。

行動に関する世帯調査」における「老後の生活費の収入源」（複数回答）の調査では、「公的年金」（79.5%）、「就業による収入」（44.7%）、「企業年金、個人年金、保険金」（39.0%）「金融資産の取り崩し」（27.5%）という順番となっている。28年の調査では、「公的年金」（88.8%）、「企業年金、個人年金、保険金」（31.2%）、「就業による収入」（27.6%）であったので、2番目と3番目は逆転したことになる。勤務内容等の変更でフルタイムでなく、希望職でなくとも、出来るだけ長く就労することを優先し、老後の生活費とゆとりを自身で確保しなければならない。

しかし、就業を続けることにより年金支給額が減額される場合がある。これは「在職老齢年金」である。定年後も再雇用や再就職をする場合、70歳までは厚生年金に加入し続けることとなる。その一方で性別・生年月日によって60～64歳に「特別支給の老齢厚生年金」を受取り、65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給が始まることとなる。定年後も就労する場合、厚生年金に加入し、年金保険料を支払いながら、老齢厚生年金を受給する状況になる。そのため、給与や賞与の金額によっては年金の一部あるいは全部の支給が停止される可能性が発生する。

収入を抑えずに老齢厚生年金を満額で支給される方法もある。例えば、自営業やフリーランスで働く場合は厚生年金保険に加入しないため、年金は減額されないのである。ただし、個人事業を法人化すると厚生年金への加入が義務付けられ、在職老齢年金が適用されるケースも考え得る。また、短期労働を選択する方法もある。例えば、嘱託契約などで一般社員の4分の3未満の労働時間で働く場合は、厚生年金の適用事務所で働いても、被保険者には該当しない。ただ、28年10月以降からは条件を満たす会社で働く場合は、週20時間以上、月額8.8万円以上、勤続年数1年以上で厚生年金の加入対象となった。

しかし、再就職で就労する間は「繰下げ支給」をすれば、将来受け取る年金を増やすこともできる。公的年金は大きく分けて「老齢年金」「遺族年金」

「障害者年金」の3種類であるが、一般的に年金と言われてイメージするのは、老後の生活を支える老齢年金であろう。この老齢年金が支給されるのは原則、65歳からであるが受給時期を繰り下げると、期間に応じて年金を増加させることが出来る。1カ月遅らせるごとに0.7%ずつ増額し、最大5年間繰り下げて70歳から年金を受け取ると、本来の年金額の142%が支給される計算となる。老齢基礎年金を満額約779,300円受給できると仮定し、最大5年間繰り下げて支給を受けた場合、1,106,606円となる。5年間で約327,000円の増額であるから、利回りは年率4.8%となる。これだけの利回りでリスクなく確実に資産を増やせる金融商品は現状ではなかなか存在しないと思われる。それを考えると、現状で公的年金の繰り下げは非常に優れた運用方法であると言えるだろう。

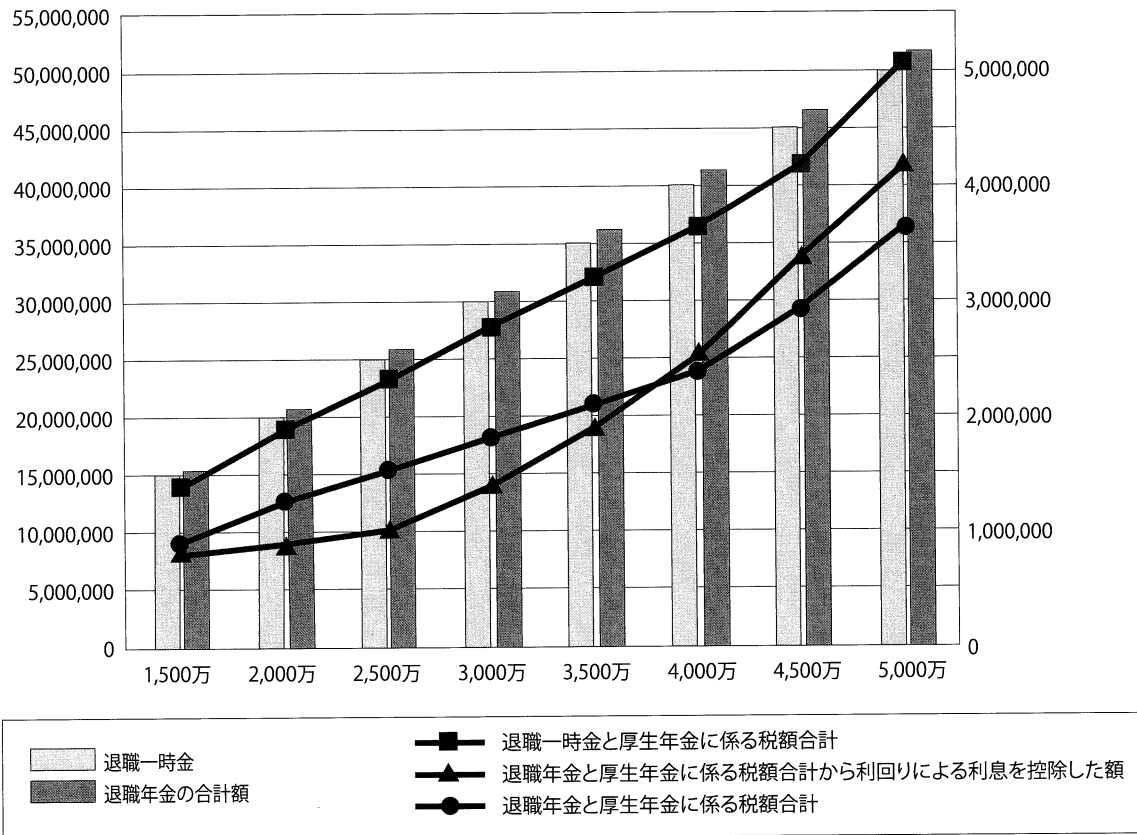
上記の点から、年金の満額支給を受けられるかは、収入や働き方次第ということになるが、年金が減額されるからという理由で再雇用や再就職での収入を増加させるチャンスを避けるのは得策ではない。

退職金

定年退職後の生活を考える上で欠かせない収入源が退職金である。しかし、退職金の支給は企業の義務ではないため就業規則にうたわれていない場合は支給がないケースもある。そのため、勤務先の退職金規定をあらかじめ確認し、自身の退職時にどれだけ受け取れるかの予想の把握が不可欠である。

退職金は、企業規模、退職時期、給与、勤続年数その他の事由により金額が変わる。大企業で基本給が高く勤続年数が長い場合、一般に支給額が大きくなる傾向がある。ただし、退職金を支給する企業は年々減少し、支給のある企業でも、その金額は年々減少傾向にある。一般的にはそれまでの働き方が基準となって支払われ、その支払方法は企業によって異なる。退職一時金として一括で支払う方法を採用する企業もあれば、年金として分割で支払

図1 退職金の受取り方の違いによる税額



(出所) 筆者作成。

う方法を採用する企業もある。

退職金は、一時金で受取った場合と年金で受取った場合で、課税方法が異なる。退職一時金として受け取る場合は、「退職所得控除額」を差し引いて課税所得が求められる。この退職所得控除は、勤続年数に応じて計算されることとなる。退職一時金が控除額より少ない場合は、これに対する課税はない。また、退職一時金が控除額より多い場合でも、差し引かれる控除額の方だけ節税効果は得られる。退職金を年金方式で受取った場合の課税額は、公的年金などと合算し、「公的年金等控除額」を差し引くことで求められる。退職所得控除は他の控除より優遇されているので、控除のことを考えると一時金の方が節税効果が高く、有利といえるかもしれない。退職者が一時金受給を選ぶ理由の一つとして、退職一時金への課税が退職年金に比べ寛容であると考えられているためであるとされる¹。ただ、年金であれば、受取らずにおいた退職金には利息が付く。年金として受け取る期間が長いと利息分

が増えていくので、この点は年金のメリットとなるであろう。

ここで、退職一時金と退職年金の負担額を推定し、有利不利の検証をしてみよう。

設定は以下の通りである。

- 退職者は、昭和32年12月生まれ、60歳退職（給与所得）、65歳厚生年金支給開始、80歳死亡とする。
- 退職金額は1,500万円から500万円刻みで5,000万円までを例にあげ、試算する。
- 退職金を一時で受取る場合は、退職一時金と厚生年金のみに係る税額を算定するものとする。
- 退職金を年金形式で受取る場合は、退職年金と厚生年金の合計所得にのみ係る税額を算定するものとする。
- 退職年金については、利回り²を考慮したものと、利回りをゼロとしたものの両方を計算する。
- 厚生年金受給額は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額とする。

- 老齢基礎年金は満額 779,300円とする³。
- 老齢厚生年金は、定額部分と報酬比例部分とする。
- 定額部分 1,625円×生年月日に応じた率 1.0×被保険者期間の月数 465カ月＝755,625円とする⁴。
- 報酬比例部分の算式は（平均標準報酬月額×7.125 / 1000×平成 15年 3月までの被保険者期間の月数 288カ月）+（平均標準報酬額×5.4891 / 1000×平成 15年 4月以後の被保険者期間の月数 177カ月）⁵を利用する。
- 平均標準報酬月額と平均標準報酬額については、厚生年金保険の標準報酬月額等級の変遷（平成 6年 11月～平成 12年 9月 590千円、平成 12年 10月～620千円等）・東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」内における退職金の支給月数の平均（26.5カ月⁶）を考慮し、計算する。

最初に、退職金を一時金で受取った場合を見ていこう。

退職金 1,500万円・2,000万円のケースでは、退職一時金には、退職所得控除の恩恵を受け、税額は発生しない。金額は、800万円+（38年－20年）×70万円＝2,060万円の控除額とかなりの高額となる。また分離課税であるため、厚生年金が発生しても合算されることなく計算が行われる。そのため厚生年金に係る税額のみとなっている。2,500万円以降は、控除額を超え、累進税率の採用により徐々に一時金に対しても課税されることになる。2,500万円に対しては、122,500円の課税となり、5,000万円のときには3,315,000円の課税となる。上記で述べたように、これは累進課税の効果と言って良いのだが、2分の1課税という大きな恩恵を受けているので、優遇されていることに変わりはない。

一方、退職年金に利回りを加味した場合では、1,500万円には521,873円の利回りがあったものとして計算すると、64,286円の差しか生じなかった。そして金額が上昇して行くと4,000万円の時に

税負担が逆転し、今まで一時金の方の税負担が少なかったが、それ以降は増えることとなる。4,000万円では、177,879円多くなり、5,000万円の時には、561,850円まで差が拡大することとなる。このような状況が起こったのは、まず、1,500万円から2,000万円までは退職所得控除内であることが大きかった。それ以降は、課税されることとなるのだが、徐々に残った課税所得が大きくなり、それに対して累進税率が課されることとなる。年金の場合は、年で分散されるので、例えば5,000万円のケースでも年に換算すると270万円程度で計算され、そこまで高い税率に達することはないため、退職金が高額になった時に逆転したと考えられる。最後の要因は、利回りである。ここで使用した利回りはあくまでもモデルケースを採用したままであるが、利回りが順調にいけば、一時金で受取っても、年金形式で受取っても大差ないことがあり得ることもわかる。しかし、現状を考えてみれば理想に過ぎない点もあるので、利回りをゼロとした場合も図に示している。これを見た場合、一度も交わることなく常に一時金の納税額が少なく、その金額も最大130万円ほどの差が生まれることとなる。

さらに、年金方式で受けた場合には、健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の計算上考慮しなければならず、老後における社会保険料の支払いにおいて差が拡大することとなる。つまり退職金を一時金でもらった場合の優遇措置は、税制優遇にとどまらず、社会保障の面でも優遇されていることとなっているのである。

また、上記のように退職金を退職一時金のみや退職年金のみというどちらか一方での受取り方法だけでなく、一時金と年金の併用で受取る方法も考えられる。日本経済団体連合会「退職金・年金に関する実態調査結果」（2016年9月度）では併用する者の比率（一時金と年金の併用71.7%・一時金のみ13.4%・年金のみ11.7%）が高くなっている。これは、住宅借入金の残高を一時金で返し、後は安定した年金でという健全なライフプランをもとに行っている者もいると思われるが、単純に退職所得控除の限度と2分の1課税の恩恵をフルに活用した節税

対策をおこなっているケースもあるのではないか。

このように退職金は、同じ会社で、同じように働き、退職時に同じように支払われる金員であっても、受取り方法を選択することができるという特殊性がある。企業側が受取り方法に選択肢を設けている場合は、個人の選択の自由を生かし、一時金と年金を併用し、一時金については投資に回すなど運用を視野に入れ、老後の余剰資金を生み出す努力が必要となるであろう。しかし、定年後の資産運用はいかにリスクを避けて運用するかであるから慎重で計画的判断が求められる。

おわりに

現在の日本では、定年後の生活を支えるのは主に「お金」であるが、公的年金だけで老後をまかなっていくのは困難な時代となっている。ただ、公的年金のもらい方・定年後の働き方で収入を生み出すことができ、退職金の受取方法で、トータルの支出を抑えることが出来る場合もある。そのためには老後のプランを前もって立てておく必要がある。マ

ネーライフを3つの時期にわける場合、積み立て時期・運用時期・取り崩し時期が存在するとされているが、定年前後は取り崩しだけの時期ではなく、運用しつつ取り崩す時期であると考え。その状況に立たされた時、これから訪れる老後の収支バランスを想定し、それを待ち受ける事前計画を立て、実行に移せるかどうかが大切となるのである。■

《注》

- 1 宮島洋『企業福祉と税制』（日本税務研究センター、1991年）
- 2 日本証券業協会「格付マトリクス表」（平成29年3月31日現在）日本格付研究所・格付投資情報センター・スタンダードアンドプアーズがAからAAAと格付けした企業の複利利回りの算術平均値を使用した。
- 3 日本年金機構 HP「老齢年金（昭和16年4月2日以後に生まれた方）」<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20150401-03.html>
- 4 日本年金機構 HP、前掲注（3）
- 5 日本年金機構 HP、前掲注（3）
- 6 東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」（2010年・2012年・2014年・2016年）

